

(第75号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

建築基準法の改正に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 手数料の新設

- (1) 建築物の敷地の接道規制の適用除外に係る建築認定申請手数料
31,000円 【別表第2 91の10】
- (2) 用途地域における特例許可建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料
87,000円 【別表第2 97の2】
- (3) 用途地域における政令で定める日常生活に必要な建築物の建築の特例許可申請手数料
92,000円 【別表第2 97の3】
- (4) 前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
36,000円 【別表第2 99の2】
- (5) 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物建築許可申請手数料
195,000円 【別表第2 116の2】
- (6) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以

上の工事の全体計画の認定申請手数料

28,000円

【別表第2 121の2】

- (7) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料

28,000円

【別表第2 121の3】

- (8) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料

108,000円

【別表第2 121の4】

- (9) 建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料

195,000円

【別表第2 121の5】

2 規定整備

引用する条文の項の移動が生じたため、規定を整備する。

別表第2 84の2、84の6、84の7、91、91の8、92、

100、122～125の5の項

別表第3 3、4の項

3 施行日

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、別表第2の91の10、92、116の2の項は、公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1～8 4	(略)	(略)	(略)	1～8 4	(略)	(略)	(略)
8 4 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)	認定申請のとき	8 4 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)、イの(ア)又はウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)	認定申請のとき

に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について

に掲げる額) (当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について

		125の2の項に掲げる額の手 数料を加えた額)に相当する額 を加えた額)を当該建築物にお ける認定申請戸数で除して得た 額(当該額に100円未満の端 数があるときは、これを切り捨 てる。) (1)・(2) (略)				125の2の項に掲げる額の手 数料を加えた額)に相当する額 を加えた額)を当該建築物にお ける認定申請戸数で除して得た 額(当該額に100円未満の端 数があるときは、これを切り捨 てる。) (1)・(2) (略)	
84の 3～8 4の5	(略)	(略)	(略)	84の 3～8 4の5	(略)	(略)	(略)
84の 6	都市の低炭素化の促 進に関する法律(平成 24年法律第84号) 第54条第1項の規定 に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申 請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料 認定申請1件につき、次の(1) 及び(2)に掲げる区分に応じて、 次に掲げる額(当該申請に併せ て都市の低炭素化の促進に関す る法律第54条第2項の規定に 基づく申出があつた場合におい ては、一の建築物について91 の2の項に掲げる額(当該申出 に係る計画に特定建築基準適合 審査をする部分が含まれる場合 においては当該部分ごとに86 の2の項に掲げる額の手数料を 加えた額、建築基準法第87条 の4に規定する昇降機に係る部 分が含まれる場合においては当 該昇降機1基について125の	認定申請のと き	84の 6	都市の低炭素化の促 進に関する法律(平成 24年法律第84号) 第54条第1項の規定 に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申 請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料 認定申請1件につき、次の(1) 及び(2)に掲げる区分に応じて、 次に掲げる額(当該申請に併せ て都市の低炭素化の促進に関す る法律第54条第2項の規定に 基づく申出があつた場合におい ては、一の建築物について91 の2の項に掲げる額(当該申出 に係る計画に特定建築基準適合 審査をする部分が含まれる場合 においては当該部分ごとに86 の2の項に掲げる額の手数料を 加えた額、建築基準法第87条 の2に規定する昇降機に係る部 分が含まれる場合においては当 該昇降機1基について125の	認定申請のと き

		2の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) 1)~(2) (略)				2の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) 1)~(2) (略)	
84の7	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次 の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額(当該申請に 併せて都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第2項の規 定において準用する同法第54 条第2項の規定に基づく申出が あつた場合においては、一の建 築物について91の2の項に掲 げる額(当該申出に係る計画に 特定建築基準適合審査をする部 分が含まれる場合においては当 該部分ごとに86の2の項に掲 げる額の手数料を加えた額、建 築基準法第87条の4に規定す る昇降機に係る部分が含まれる 場合においては当該昇降機1基 について125の2の項に掲げ る額の手数料を加えた額) の手 数料を加えた額) 1)・(2) (略)	変更認定申請 のとき	84の7	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次 の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額(当該申請に 併せて都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第2項の規 定において準用する第54条第 2項の規定に基づく申出があつ た場合においては、一の建築物 について91の2の項に掲げる 額(当該申出に係る計画に特定 建築基準適合審査をする部分が 含まれる場合においては当該部 分ごとに86の2の項に掲げる 額の手数料を加えた額、建築基 準法第87条の2に規定する昇 降機に係る部分が含まれる場合 においては当該昇降機1基につ いて125の2の項に掲げる額 の手数料を加えた額) の手数料 を加えた額) 1)・(2) (略)	変更認定申請 のとき
85~90	(略)	(略)	(略)	85~90	(略)	(略)	(略)
91	建築基準法第7条の	検査済証の交付を受ける前に	認定申請のと	91	建築基準法第7条の	検査済証の交付を受ける前に	認定申請のと

	6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請手数料 1 2 6, 0 0 0 円			6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（同法第 8 7 条の 2 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請手数料 1 2 6, 0 0 0 円		
9 1 の 2 ～ 9 1 の 7	(略)	(略)	(略)		9 1 の 2 ～ 9 1 の 7	(略)	(略)	(略)
9 1 の 8	建築基準法第 1 8 条第 2 4 項第 1 号又は第 2 号（同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1 2 6, 0 0 0 円	認定申請のと		9 1 の 8	建築基準法第 1 8 条第 2 4 項第 1 号又は第 2 号（同法第 8 7 条の 2 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1 2 6, 0 0 0 円	認定申請のと
9 1 の 9	(略)	(略)	(略)		9 1 の 9	(略)	(略)	(略)
9 1 の 1 0	建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係における建築認定申請手数料 3 1, 0 0 0 円	認定申請のと					
9 2	建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築の許可の申請	建築物の敷地と道路との関係における建築許可申請手数料 3 6, 0 0 0 円	許可申請のと		9 2	建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請	建築物の敷地と道路との関係における建築許可申請手数料 3 6, 0 0 0 円	許可申請のと

	請に対する審査				申請に対する審査		
93～97	(略)	(略)	(略)	(略)	93～97	(略)	(略)
97の2	建築基準法第48条第16項第1号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料 87,000円	許可申請のとき		97の2	建築基準法第48条第16項第1号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料 87,000円
97の3	建築基準法第48条第16項第2号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料 92,000円	許可申請のとき		97の3	建築基準法第48条第16項第2号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料 92,000円
98・99	(略)	(略)	(略)	(略)	98・99	(略)	(略)
99の2	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例申請手数料 36,000円	許可申請のとき		99の2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例申請手数料 36,000円
100	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 36,000円	許可申請のとき		100	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 36,000円

	外に係る許可の申請に対する審査				外に係る許可の申請に対する審査		
101 ～116	(略)	(略)	(略)	101 ～116	(略)	(略)	(略)
116 の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料 195,000円	許可申請のとき				
117 ～121	(略)	(略)	(略)	117 ～121	(略)	(略)	(略)
121 の2	建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定申請手数料 28,000円	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	認定申請のとき	121 の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	認定申請のとき
121 の3	建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料 28,000円	変更認定申請のとき	121 の3	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更の認定の申	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更の認定の申	変更認定申請のとき

	けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査				請に対する審査		
1 2 1 の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申請 手数料 108,000円	許可申請のとき				
1 2 1 の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申請 手数料 195,000円	許可申請のとき				
1 2 2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査	建築設備に関する確認申請手数料 ア・イ (略)	確認申請のとき	1 2 2	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査	建築設備に関する確認申請手数料 ア・イ (略)	確認申請のとき
1 2 3	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に	建築設備に関する完了検査申請手数料 1設備につき13,000円 (小荷物専用昇降機については、1基につき8,60	検査申請のとき	1 2 3	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に	建築設備に関する完了検査申請手数料 1設備につき13,000円 (小荷物専用昇降機については、1基につき8,60	検査申請のとき

	関する完了検査（次項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	0円	
1 2 4	建築基準法第8 7条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 1基につき1 3, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 4 0 0円）	検査申請のとき
1 2 5	建築基準法第8 7条の4において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備に関する中間検査申請手数料 1設備につき1 2, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 3 0 0円）	検査申請のとき
1 2 5 の2	建築基準法第8 7条の4において準用する同法第1 8条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する計画通知手数料 ア・イ （略）	計画通知のとき
1 2 5 の3	建築基準法第8 7条の4において準用する同法第1 8条第1 6項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（次項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備に関する工事完了通知手数料 1設備につき1 3, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 6 0 0円）	完了通知のとき

	関する完了検査（次項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	0円	
1 2 4	建築基準法第8 7条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 1基につき1 3, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 4 0 0円）	検査申請のとき
1 2 5	建築基準法第8 7条の2において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備に関する中間検査申請手数料 1設備につき1 2, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 3 0 0円）	検査申請のとき
1 2 5 の2	建築基準法第8 7条の2において準用する同法第1 8条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する計画通知手数料 ア・イ （略）	計画通知のとき
1 2 5 の3	建築基準法第8 7条の2において準用する同法第1 8条第1 6項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（次項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備に関する工事完了通知手数料 1設備につき1 3, 0 0 0円（小荷物専用昇降機については、1基につき8, 6 0 0円）	完了通知のとき

1 2 5 の 4	建築基準法第 8 7 条 の 4 において準用する 同法第 1 8 条第 1 6 項 の規定に基づく昇降機 に関する工事完了の通 知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に 関する工事完了通知手 数料 1 基につき 1 3, 0 0 0 円 (小荷物の規 定に基づく昇降機専用 昇降機については、1 基につき 8, 4 0 0 円)	完了通知の とき
1 2 5 の 5	建築基準法第 8 7 条 の 2 において準用する 同法第 1 8 条第 1 9 項 の規定に基づく建築設 備に関する特定工程工 事終了の通知に対する 審査	建築設備に関する特定工程 工事終了通知手数料 1 設備につき 1 2, 0 0 0 円 (小荷物専用の規定 に基づく建築設備に関 する特定工程工事終了 の通知に対する審査)	終了通知の とき
1 2 6 ～ 1 3 1	(略)	(略)	(略)

別表第 3 (第 2 条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
1・2 (略)	(略)	(略)
3 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 3 0 条第 1 項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料 認定申請 1 件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区 分に応じて、次に掲げる額 (当該申請に併せて建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 3 0 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場 合においては、一の建築物について別表第 2 の 9 の 2 の項に掲げる額 (当該申出に係る計画に特	認定申請 のとき

1 2 5 の 4	建築基準法第 8 7 条 の 2 において準用する 同法第 1 8 条第 1 6 項 の規定に基づく昇降機 に関する工事完了の通 知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に 関する工事完了通知手 数料 1 基につき 1 3, 0 0 0 円 (小荷物の規 定に基づく昇降機専用 昇降機については、1 基につき 8, 4 0 0 円)	完了通知の とき
1 2 5 の 5	建築基準法第 8 7 条 の 2 において準用する 同法第 1 8 条第 1 9 項 の規定に基づく建築設 備に関する特定工程工 事終了の通知に対する 審査	建築設備に関する特定工程 工事終了通知手数料 1 設備につき 1 2, 0 0 0 円 (小荷物専用の規定 に基づく建築設備に関 する特定工程工事終了 の通知に対する審査)	終了通知の とき
1 2 6 ～ 1 3 1	(略)	(略)	(略)

別表第 3 (第 2 条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
1・2 (略)	(略)	(略)
3 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 3 0 条第 1 項 の規定に基づ く建築物エネ ルギー消費性	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料 認定申請 1 件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区 分に応じて、次に掲げる額 (当該申請に併せて建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 3 0 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場 合においては、一の建築物について別表第 2 の 9 の 2 の項に掲げる額 (当該申出に係る計画に特	認定申請 のとき

<p>能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額)</p>	<p>変更認定申請のと</p>

<p>能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額)</p>	<p>変更認定申請のと</p>

	(1)・(2) (略)	(略)
5・6 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の91の9の項の次に次のように加える改正規定、同表92の項の改正規定及び同表116の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

	(1)・(2) (略)	(略)
5・6 (略)	(略)	(略)

備考 (略)